

# 福井県報

号外第22号  
平成21年  
3月31日(火)  
火・金曜日発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 規則

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(一五・人事企画課)……………一

※福井県事務委任規則の一部を改正する規則(一六・同)……………八

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(一七・同)……………九

※福井県財務規則の一部を改正する規則(一八・会計局)……………一〇

告示

※公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示(一八四・土木管理課)……………一一

※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示(一八五・会計局)……………一二

訓令

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(四・人事企画課)……………二二

※福井県庁議規程の一部を改正する訓令(五・政策推進課)……………二四

教育委員会訓令

警察本部訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

※福井県市町村合併支援本部設置規程を廃止する訓令(市町村課)……………一四

※福井県企画幹会議設置規程を廃止する訓令(政策推進課)……………一五

訓令

教育委員会訓令

企業局訓令

※グループ制およびチーム制に関する運営規程の一部を改正する訓令(人事企画課)……………一五

訓令

教育委員会教育長訓令

企業管理規程

※福井県企画参事会設置規程を廃止する訓令(政策推進課)……………一五

訓令

教育委員会訓令

警察本部訓令

※福井県市町村合併支援本部設置規程(市町村課)……………一五

※福井県企画幹会議設置規程(政策推進課)……………一六

※福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令(総合交通課)……………一六

※福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令(県民安全課)……………一七

訓令

教育委員会訓令

警察本部訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

企業局訓令

※福井県企画参事会設置規程(政策推進課)……………一七

## 規則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第十五号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則

規則

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六款 産業労働部各課の分掌事務（第十五条）」

を「第六款 産業労働部各課の分掌事務（第十五条）」に

、「会計局」を「会計局各課」に、

「第三款 産業労働部に属する出先機関（第八十九条―第一百六条の五）」を

「第三款 産業労働部に属する出先機関（第八十九条―第一百六条の五の十）」

改める。  
「第四款第三項第十二号中「総務部」の下に「および観光営業部」を加える。  
「第四款の二第一項中「、会計局」を「、第九款第二項に掲げる会計局の各課」に改める。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 観光営業部

第八款第一項の表総務部の項中「市町村課 情報政策課 政策統計課」を「市町村課」に改め、「工事検査課」を削り、同表総合政策部の項中「地域づくり支援課 総合交通課 新幹線建設推進課」を「電源地域振興課 交通まちづくり課 新幹線建設推進課 情報政策課 政策統計課」に改め、同表安全環境部の項中「廃棄物対策課 自然保護課」を「循環社会推進課 自然環境課」に改め、同表産業労働部の項中「商業・サービス業振興課 観光振興課」を「商業・サービス業振興課」に、「国際・マーケット戦略課 労働政策課」を「労働政策課 公営企業経営課 電気課 水道課」に改め、同項の次に次のように加える。

観光営業部	ブランド営業課 観光振興課 ふ るさと営業課 国際・マーケット 戦略課
-------	--

第八款第一項の表農林水産部の項中「農業技術経営課 農畜産課」を「水田農業経営課 園芸畜産課」に改め、同条第二項の表政策推進課の項を削り、同表総合交通課の項中「総合交通課」を「交通まちづくり課」に改め、同表廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同表農業技術経営課の項中「農業技術経営課」を「水田農業経営課」に改める。

第九条中「事務」の下に「および知事の権限に属する事務のうちこの規則で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会計局に次の課を置く。

一 会計課

二 工事検査課

第十条の表総務部の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表総合政策部の項に次の一号を加える。

四 統計および情報に関する事項

第十条の表産業労働部の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 公営企業に関すること。

第十条の表産業労働部の項の次に次のように加える。

観光営業部

一 県の魅力の向上に関する事項

二 観光および国際化に関する事項

第十一条の表（納税推進室）の項に次の一号を加える。

十六 福井県地方税滞納整理機構に関すること。

第十一条の表市町村課の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、同表情報政策課の項、政策統計課の項および工事検査課の項を削る。

第十二条の表政策推進課の項第十四号中「

課」の下に「(別に定めるものに限る。)」を加え、同表(ふくいブランド推進室)の項を削り、同表地域づくり支援課の項中「地域づくり支援課」を「電源地域振興課」に改め、同表総合交通課の項中「総合交通課」を「交通まちづくり課」に改め、同項第五号中「公共交通機関の維持および活性化」を「公共交通体系の整備およびまちづくりの総合調整」に改め、同表新幹線建設推進課の項に次の一号を加える。

三 並行在来線に関する事。

第十二条の表に次のように加える。

情報政策課

一 地域情報化施策の企画、総合調整および推進に関する事。

二 情報システムの開発、運用および管理に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

三 電子行政ならびにIT(情報通信技術)をいう。の推進に係る施策の企画および総合調整に関する事。

四 総合政策部の課(別に定めるものに限る。)の庶務(別に定めるものに限る。)に関する事。

政策統計課

一 国の委託統計調査に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

二 県の統計調査に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

三 統計事務の調整および指導に関する事。

四 政策の推進に必要な統計の調査および分析に関する事。

五 統計資料の編集および発行に関する事。

六 統計思想の普及および振興に関する事。

第十三条の表廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同表自然保護課の項中「自然保護課」を「自然環境課」に改め、同項第一号中「自然環境保全行政」を「自然環境の保全および活用」に改める。

第十四条の表地域福祉課の項第二十号中「けんこうスポーツセンター」の下に「、生きがい交流センター」を加え、同表長寿福祉課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十五条の表観光振興課の項第二十五号を次のように改める。

二十五 越前焼に関する資料の調査および研究に関する事。

第十五条の表地域産業・技術振興課の項に次の一号を加える。

二十六 越前陶芸公園に関する事。

第十五条の表国際・マーケット戦略課の項を削り、同表に次のように加える。

公営企業経営課

一 臨海工業用地等造成事業の設置、廃止および経営の基本計画に関する事

二 福井県臨海工業地帯開発計画の推進に関する事。

三 公営企業の経営に係る基本計画およびその調整に関する事。

四 地方公営企業法第十六条の規定に基づく公営企業の業務の執行についての指示に関する事。

電気課

一 電気事業の設置、廃止および経営の基本計画に関する事。

二 地方公営企業法第十六条の規定に基づく電気事業の業務の執行についての

指示に関する事。

水道課

一 工業用水道事業、水道用水供給事業および臨海下水道事業の設置および経営の基本計画に関する事。

二 地方公営企業法第十六条の規定に基づく工業用水道事業、水道用水供給事業および臨海下水道事業の業務の執行についての指示に関する事。

第二章第二節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二 観光営業部各課の分掌事務

(観光営業部各課の分掌事務)

第十五条の二 観光営業部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

ブランド営業課

一 ふくいブランドの推進に係る施策の総合調整に関する事。

二 地域ブランド県民運動に関する事

三 ふくいブランドに関する情報の収集および発信に関する事。

四 博覧会および展示会に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

五 恐竜博物館に関する事。

六 観光営業部の課および観光営業部に置かれる政策推進グループの庶務(別に定めるものに限る。)に関する事

観光振興課

一 観光および物産に関する企画、調査および統計に関する事。

二 観光産業の振興に関する事。

三 観光資源の整備活用に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

四 総合保養地域整備法に基づく基本構

想の策定に関する事。

五 奥越高原リゾート、若狭湾地域観光リゾートおよび越前海岸観光リゾートの整備の推進に関する事。

六 旅行業法および通訳案内士法の施行に関する事。

七 コンベンションの振興に関する事

八 観光および物産の広報宣伝に関する事。

九 県外事務所での観光の推進に関する事。

十 物産の販路拡張に関する事。

十一 観光関係団体および物産関係団体の指導および育成に関する事。

十二 社団法人福井県観光連盟、社団法人若狭湾観光連盟および社団法人福井県物産協会に関する事。

ふるさと営業課

一 ふるさと貢献に関する事。

二 ふるさと帰住に関する事。

国際・マーケット戦略課

一 国際政策の企画、総合調整および推進に関する事。

二 国際化および国際経済に関する情報の収集および提供に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

三 貿易の振興に関する事。

四 産業(農業、林業および水産業を除く。)に係る製品の国際的な販路開拓に関する企画および総合調整に関する事。

五 外国賓客の接遇に関する事。

六 外国との渉外に関する事。

七 国際交流および国際協力に関する事。

八 地域国際化への対応に関する事。

九 海外渡航および旅券法の施行に関する  
こと。

十 海外移住に関すること。

十一 海外駐在員およびその事務所の運  
営に関すること。

十二 福井県国際交流会館に関するこ  
と。

十三 財団法人福井県国際交流協会に  
関すること。

十四 前各号のほか、国際化に関するこ  
と（他課の所管に属するものを除く。  
）。

第十六条の表農業技術経営課の項中「農業  
技術経営課」を「水田農業経営課」に改め、  
第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号  
から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項  
に次の八号を加える。

十四 主要農作物の生産振興に関するこ  
と。

十五 主要農作物の流通および消費に  
関すること（他課の所管に属するものを  
除く。）。

十六 主要農作物の価格安定に関するこ  
と。

十七 生産調整の推進指導に関するこ  
と。

十八 主要食糧の需給に関すること。

十九 農業機械化の促進に関すること。

二十 主要農作物の優良な種子の生産お  
よび普及に関すること。  
二十一 前各号のほか、主要農作物の生  
産に関すること。  
第十六条の表農畜産課の項中「農畜産課」  
を「園芸畜産課」に改め、同項第一号から第  
三号までの規定中「農畜産物」を「園芸農作  
物および畜産物」に改め、同項第四号を次  
のように改める。

四 新規就農者および青年農業者の育成  
および指導に関すること。

第十六条の表農畜産課の項中第五号を削り  
、第六号を第五号とし、第七号および第八号  
を削り、第九号を第六号とし、第十号から第  
二十一号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二  
十二号中「家畜保健衛生所および県営牧場  
」を「および家畜保健衛生所」に改め、同号  
を同項第十九号とし、同項中第二十三号を第  
二十号とし、第二十四号を第二十一号とする  
。

第十七条中「および室」を削り、同条の表  
都市計画課の項中第十号を第十一号とし、第  
六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第  
五号の次に次の一号を加える。

六 都市再開発法の施行に関するこ  
と。

第十七条の表都市整備課の項第一号中「こ  
と」の下に「（他課の所管に属するものを除  
く。）」を加え、同表建築住宅課の項中第十  
二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十  
四号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ  
る。

「第九款 会計局の分掌事務」を「第九款  
会計局各課の分掌事務」に改める。  
第十八条を次のように改める。

（会計局各課の分掌事務）  
第十八条 会計局各課の分掌事務は、次のと  
おりとする。

會計課  
一 会計管理者および会計管理者の公印  
の管守に関すること。

二 現金および有価証券の出納および保  
管に関すること。

三 県の歳入および歳出の決算に関する  
こと。  
四 収入および支出命令の審査に関する  
こと。

五 物品の出納および保管に関するこ  
と。

六 国費の会計に関すること（会計管理  
者の委任されたものに限る。）。

七 出先機関における出納事務の指導に  
関すること。

八 指定金融機関等に関すること。

九 資金計画に関すること。

十 所得税等の源泉徴収に関すること。

十一 福井県証紙に関すること。

十二 会計検査院との連絡調整に関する  
こと。

十三 電子計算組織による財務会計事務  
のシステム開発および管理に関するこ  
と。

十四 会計局の課の庶務（別に定めるも  
のに限る。）に関すること。

十五 その他他会計管理者の権限に属する  
事務に関すること。

工事検査課  
一 工事の検査およびその他の契約履行  
の確認検査に関すること。

二 工事成績評定に関すること。  
第二十一条第一項の表産業労働部に属する  
出先機関の項中第三号を削り、第四号を第三  
号とし、同項に次の七号を加える。

第二十一条第一項の表農林水産部に属する  
出先機関の項中第六号を削り、第七号を第六  
号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ  
繰り上げる。

第七十五条第一項の表中央医療センターの  
項中「循環器科」を「循環器内科  
」に改める。

第九十九条第二項の表化学・繊維部の項に  
次の三号を加える。

十四 越前焼および粘土瓦に関する試験  
研究および技術指導に関すること。

十五 陶磁器の試作に関すること。

十六 陶磁器技能者の研修に関するこ  
と。

第九十九条の二から第九十九条の四までお  
よび第三章第二節第三款第五目の二を削る。  
第三章第二節第三款に次の三目を加える。

第十一目 発電管理所、発電制  
御所および発電所  
（設置）

第一百六条の五の二 電力の供給および発電  
施設の維持管理に関する業務の管理を行う  
ため、発電管理所、発電制御所および発電  
所（次条において「発電管理所等」という  
。）を設置する。

（名称および位置）  
第一百六条の五の三 発電管理所等の名所お  
よび位置は、次のとおりとする。

七 福井臨海工業用水道管理事務所

八 日野川地区水道管理事務所

九 坂井地区水道管理事務所  
十 テクノポート福井浄化センター  
第二十一条第一項の表産業労働部に属する  
出先機関の項の次に次のように加える。  
観光営業部に属する出先機関  
一 恐竜博物館



名	称	位	置
福井県	奥越発電管理所	大野市	五条方
福井県	中島真名川発電制御所	大野市	五条方
福井県	滝波川第一発電所	勝山市	北谷町木根橋

(所掌事務)

第百十六条の五の四 奥越発電管理所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業法第十六条の規定に基づく奥越発電管理所の業務の執行についての指示に関すること。

2 中島真名川発電制御所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業法第十六条の規定に基づく中島真名川発電制御所の業務の執行についての指示に関すること。

3 滝波川第一発電所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業法第十六条の規定に基づく滝波川第一発電所の業務の執行についての指示に関すること。

第十二目 工業用水道管理事務所

所および水道管理事務所

(設置)

第百十六条の五の五 工業用水および水道用水の供給ならびに工業用水道施設および水道用水供給施設の維持管理に関する業務の管理を行うため、工業用水道管理事務所および水道管理事務所(次条において「水道管理事務所等」という。)を設置する。  
(名称および位置)  
第百十六条の五の六 水道管理事務所等の名称および位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
福井臨海工業用水道管理事務所		福井市	

福井県	日野川地区水道管理事務所	越前市
福井県	坂井地区水道管理事務所	坂井市

(所掌事務)

第百十六条の五の七 福井臨海工業用水道管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業法第十六条の規定に基づく福井臨海工業用水道管理事務所業務の執行についての指示に関すること。

2 日野川地区水道管理事務所業務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業法第十六条の規定に基づく日野川地区水道管理事務所業務の執行についての指示に関すること。

3 坂井地区水道管理事務所業務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業法第十六条の規定に基づく坂井地区水道管理事務所業務の執行についての指示に関すること。

第十三目 テクノポート福井浄化センター

化センター

(設置)

第百十六条の五の八 下水の処理および下水道処理施設の維持管理に関する業務の管理を行うため、テクノポート福井浄化センターを設置する。  
(名称および位置)  
第百十六条の五の九 テクノポート福井浄化センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
福井県	テクノポート福井浄化センター	坂井市	

(所掌事務)  
第百十六条の五の十 テクノポート福井浄化センターの所掌事務は、次のとおりとする

- 。一 地方公営企業法第十六条の規定に基づくテクノポート福井浄化センターの業務の執行についての指示に関すること。
- 第三章第二節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 観光営業部に属する出先機関

第一目 恐竜博物館

(業務)

第百十六条の五の十一 恐竜博物館は、県民の文化の向上に寄与するため、恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史に関する資料の収集、保管、展示、研究等に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第百十六条の五の十二 恐竜博物館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福 井 県 立 恐 竜 博 物 館	勝山市

(分課および所掌事務)

第百十六条の五の十三 恐竜博物館に利用サービス室を置く。

2 恐竜博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史に関する資料(次号において「資料」という。)の収集、保管および展示に関すること。
- 二 資料の調査、研究および刊行に関すること。
- 三 恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史等についての教育普及に関すること。
- 四 恐竜博物館の事業の広報に関すること。

五 恐竜博物館の運営の総合計画に関すること。

六 福井県恐竜博物館運営協議会の庶務に關すること。

七 恐竜博物館の施設および設備の管理および利用に関すること。

第百十九条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三 育種部

四 栽培部

五 生産環境部

第百十九条第三項の表作物・育種部の項中「作物・育種部」を「育種部」に改め、同項第一号中「品種選定」を「優良品種の育成」に改め、同項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを削り、同項に次の三号を加える。

四 野菜および果樹の優良品種の育成に關すること。

五 新生物資源の作出および品種育成に關すること。

六 微生物等の物質生産機能の有効利用に關すること。

第百十九条第三項の表園芸・バイテク部の項中「園芸・バイテク部」を「栽培部」に改め、第七号を第十四号とし、第五号および第六号を削り、第四号を第十三号とし、第三号を第十二号とし、第二号を第十一号とし、同項第一号中「育成および」を削り、同号を同項第十号とし、同項に第一号から第九号までとして次の九号を加える。

一 水稲および主要畑作物の品種選定に關すること。

二 水稲および主要畑作物の栽培および生理に關すること。

三 農業機械技術に關すること。

四 農業経営および農業経済の調査研究に關すること。

五 土地利用方式の合理化および営農体系の確立の研究に關すること。

六 農業情報のシステム化およびソフト開発に關すること。

七 水稲の原原種の維持および原種の生産に關すること。

八 主要畑作物の原原種の維持および原種の生産に關すること。

九 原原種および原種の調査研究に關すること。

第百四十四条第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 企画支援室

第百四十四条第二項の表管理室の項の次に次のように加える。

企画支援室

一 試験研究の企画および総合調整に關すること。

二 試験研究に關する連絡調整に關すること。

三 試験研究の成果の普及指導に關すること。

四 普及指導事業の連絡調整に關すること。

五 ふれあい畜産事業の企画および実施に關すること。

第百四十四条第二項の表家畜研究部の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 家畜の繁殖技術に關すること。

第百四十四条第二項の表家畜研究部の項に次の三号を加える。

七 飼料作物の育種および栽培利用に關

- 八 飼料の開発に関すること。
- 九 畜産に係る環境汚染の防止の調査研究に関すること。

第百四十四条第二項の表技術開発部の項を削り、第三章第二節第四款第九目中同条の次に次の三条を加える。

(県営牧場の附置)

第百四十四条の二 酪農経営の近代化および肉牛資源の増大を図り、畜産の振興に資するため、畜産試験場に県営牧場を附置する。

(名称、位置および業務)

第百四十四条の三 県営牧場の名称、位置および業務は、次のとおりとする。

名 称	位 置	業 務
福井県嶺南牧場	三方上中郡若狭町	肉用牛の増殖および受精卵の供給に関すること。
福井県奥越高原牧場	勝山市および大野市	乳用牛の育成、供給および預託事業に関すること。

(所掌事務)

第百四十四条の四 奥越高原牧場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 基礎牛および育成牛の飼養管理に関すること。
- 二 育成牛の買取りおよび譲渡に関すること。
- 三 預託牛の入退場および飼養管理に関すること。
- 四 けい養家畜の衛生に関すること。
- 五 廃用畜および子畜の譲渡に関すること。
- 六 草地の維持管理に関すること。
- 七 牧草および乾草の生産貯蔵に関すること。

と。

2 嶺南牧場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 肉用牛の改良増殖に関すること。
- 二 肉用牛の繁殖に関すること。
- 三 肉用牛の譲渡に関すること。
- 四 けい養家畜の衛生に関すること。
- 五 廃用畜および子畜の譲渡に関すること。
- 六 受精卵の供給に関すること。
- 七 草地の維持管理に関すること。
- 八 牧草および乾草の生産貯蔵に関すること。

第三章第二節第四款第十目を次のように改める。

第十目 削除

第百五十一条から第百五十三条まで 削除

第百七十八条第一項の表福井県福井土木事務所の項中

「地域整備第二課」を「地域整備第一課 災害復旧課」に改める。

第百七十八条の二第一項の表災害復旧課の項を削る。

第百八十六条の表福井県浄土寺川ダム建設事務所の項を削る。

第二百二条第一項の表局長長の項を削り、同表課(室)長補佐または次長補佐の項中「または次長補佐」を削り、「室または局」を「または室」に改め、「または局長」を削り、同表主任の項から主事の項までの規定中「、室または局」を「または室」に改め、同条第二項の表主任工事検査員の項を削り、同表主任検査員の項および検査主査の項中「農業技術経営課」を「水田農業経営課」に改め、同表に次のように加える。

主任工事検査員	工事検査課	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を行う。
---------	-------	-------------------------

第二百五条第一項中「工業技術センター」の下に、「テクノポート福井浄化センター」を加える。

第二百六条第一項中「生活学習館」の下に「および恐竜博物館」を加え、第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第二百八条の表総括講師の項および主任講師の項を削り、同表講師の項中「自治研修所および」を削り、同表主任研究員の項および研究員の項中「必要な」を「恐竜博物館および必要な」に改め、同項の次に次のように加える。

学 芸 員	恐竜博物館	博物館法第四条第四項に規定する職務を行う。
-------	-------	-----------------------

別表中「窯業技術員」の下に「、発電技術員、給水業務員」を加える。

**附 則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

**福井県規則第十六号**

福井県事務委任規則の一部を改正する規則

**規則**

福井県事務委任規則（昭和四十四年福井県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二健康福祉センター所長の部健康福

社部障害福祉課関係の款第二項第二号を削り、同部安全環境部廃棄物対策課関係の款および同表保健所長の部安全環境部廃棄物対策課関係の款中「安全環境部廃棄物対策課関係」を「安全環境部循環社会推進課関係」に改め、同表総合福祉相談所長および嶺南振興局敦賀児童相談所長の部第十五号中「里親もしくは児童福祉施設の長または」を「小規模住居型児童養育事業を行う者、里親および児童福祉施設の長ならびに」に改め、同項中第三十三号を第三十六号とし、第三十二号を第三十五号とし、同項第三十一号中「もしくは」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは」を、「児童福祉施設の長」の下に「、小規模住居型児童養育施設を行う者、里親」を加え、同号を同項第三十四号とし、同項第二十六号から第三十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「または第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十四号中「または第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第二十三号を第二十六号とし、第二十二号を第二十五号とし、第二十一号を削り、第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十三号とし、第十八号の次に次の四号を加える。

19 法第三十三条第四項の規定に基づき、引き続き同条第二項の規定による一時保護を行うこと。

20 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、児童自立生活援助事業を行う者に委託して、義務教育終了児童等に対し、義務教育児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助および生活指導ならびに就業の支援を行うこと。

21 法第三十三条の六第二項の規定に基づき、入居を希望する法第三十三条の六第一項に規定する住居等を記載した申込書を受理すること。

22 法第三十三条の六第四項の規定に基づき、法第二十五条の七第一項第三号もしくは第二項第四号、第二十五条の八第四号または第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

別表第二陶芸館長、総合グリーンセンター所長、三国土木事務所長、奥越土木事務所長および福井港湾事務所長の部中「陶芸館長、」を削り、同部第一項中「越前陶芸公園、」を削り、同表畜産試験場長の部に次の二項を加える。

三 福井県営牧場の設置および管理に関する条例（昭和四十六年福井県条例第二号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務

- 1 条例第四条の規定に基づき、預託の承認をすること。
- 2 条例第五条の規定に基づき、預託の承認を取り消すこと。
- 3 条例第八条の規定に基づき、預託料を減額し、または免除すること。

四 県営牧場育成牛譲渡規則（昭和四十八年福井県規則第三十六号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務

- 1 規則第三条の規定に基づき、育成牛譲受申請書を受理すること。
- 2 規則第四条の規定に基づき、育成牛の譲渡を受ける者を決定し、その者に通知すること。
- 3 規則第五条の規定に基づき、育成牛



の譲渡価格を定めること。  
4 規則第七条の規定に基づき、育成牛の譲渡の取消しを通知すること。

別表第二奥越高原牧場および嶺南牧場の部を削り、同表土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部土木管理課関係の款第二項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)」に改め、同部安全環境部自然保護課関係の款中「安全環境部自然保護課関係」を「安全環境部自然環境課関係」に改める。

別表第二の二嶺南振興局長の部安全環境部自然保護課関係の款中「安全環境部自然保護課関係」を「安全環境部自然環境課関係」に改める。

別表第三中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第十七号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県公印規則の一部改正)

第一条 福井県公印規則(昭和三十三年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一出先機関の長印の項中

方二・一	福井県工業技術センター印 長 業指導専用	医療事務に関する証明書用	福井県立病院長
------	----------------------------	--------------	---------

方二・一	福井県立病院印 長 証明専用	医療事務に関する証明書用	福井県立病院長
------	----------------------	--------------	---------

方二・一	福井県農業試験場印 長 食品加工専用	一般文書用	福井県食品加工研究所長
------	--------------------------	-------	-------------

方二・一	福井県畜産試験場印 長 嶺南牧場専用	一般文書用	福井県嶺南牧場長
方二・一	福井県畜産試験場印 長 奥越高原牧場専用	一般文書用	福井県奥越高原牧場長
方二・一	福井県農業試験場印 長 食品加工専用	一般文書用	福井県食品加工研究所長

に改める。

(福井県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 福井県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(昭和四十六年福井県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「の規定による主要な」を「に規定する規則で定める主要な」に、「福井県企業局設置条例(昭和四十六年福井県条例第二十七号)の規定による企業局」を「福井県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十一号)第三条の二に規定する産業労働部」に改める。

第三条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部改正  
規定に基づく職を定める規則(昭和四十六年福井県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「福井県企業局組織規程」を「福井県公営企業組織規程」に、「局長」を「部長」に改める。

(福井県職員に対する児童手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 福井県職員に対する児童手当の支給に関する規則(昭和四十六年福井県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 企業業務に従事する職員 福井県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十一号)第三条の二に規定する産業労働部の長

(福井県農政推進協議会規則の一部改正)

第五条 福井県農政推進協議会規則(昭和四十七年福井県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十号第二号中「農業技術経営課」を「水田農業経営課」に改め、同条第三号および第四号中「農畜産課」を「園芸畜産課」に改める。

(福井県庁舎等管理規則の一部改正)

第六条 福井県庁舎等管理規則(昭和三十六年福井県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「教育機関」の下に「(恐竜博物館を除く。)」を加える。

(福井県報の発行等に関する規則の一部改正)

第七条 福井県報の発行等に関する規則(平成十九年福井県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号を削り、同条第三号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(福井県会計管理者の事務の代理に関する規則)

第八条 福井県会計管理者の事務の代理に関する規則(平成十九年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「会計局次長」を「会計局会計課長」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

**福井県規則第十八号**

福井県財務規則の一部を改正する規則  
福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則

第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「期間中、」の下に「知事の事務部局の」を加える。

第四十三条第二項第三号中「写し」の下に

「(地方税法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金を郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第五十四条第二項第一号において同じ。)に対して納付する場合にあつては、払込取扱票の写し)」を加える。

第五十四条第二項第一号中「納付書」の下に「(地方税法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金を郵便貯金銀行に対して納付する場合にあつては、払込取扱票)」を加える。

第七十八条第一項第一号中「第五十条第七号」の下に「および第七号の三」を加える。

第六十六条第三項第一号および第二号を次のように改める。

一 法令により価格が定められているとき

二 特定の価格によらなければ契約することが困難であると認められるとき。

第六十六条第三項第三号および第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第八十条中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第二百三条第一項を次のように改める。

知事は、指定金融機関等を指定し、当該指定金融機関等の名称その他必要な事項を告示する。

第二百二十九条の表三の項中「会計局」を「会計局会計課」に改める。

別表第一男女参画・県民活動課の項および政策推進課の項を削り、同表経営支援課の項

の次に次のように加える。

ブランド営業課	課長補佐
ふるさと営業課	課長

別表第一会計局の項中「会計局」を「会計局会計課」に、「次長 次長補佐」を「課長 課長補佐」に改め、同表陶芸館の項を削り、同表敦賀産業技術専門学院の項の次に次のように加え、同表県営牧場の項および恐竜博物館の項を削る。

恐竜博物館	利用サービス室長
-------	----------

別表第二男女参画・県民活動課の項および政策推進課の項を削り、同表経営支援課の項の次に次のように加える。

ブランド営業課	総括主任、主任、企画主査、主査および主事
ふるさと営業課	参事、課長補佐、総括主任、主任、企画主査、主査および主事

別表第三水産試験場の項を削る。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第八十条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

# 扣 取

## 福井県告示第184号

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程（平成13年福井県告示第367号）の一部を次のように改正する。  
別表1の表福井県総務部情報政策課の項を削る。  
別表2の表に次のように加える。

福井県総合政策部情報政策課	福井市
---------------	-----

別表3の表福井県安全環境部廃棄物対策課の項を次のように改める。

福井県安全環境部循環社会推進課	福井市
-----------------	-----

別表5の表福井県産業労働部観光振興課の項および福井県陶芸館の項を削る。

別表11の表を別表12の表とする。

別表10の表中「企業局関係」を「公営企業関係」に改め、福井県企業局経営管理課の項を次のように改め、同表を別表11の表とする。

福井県産業労働部公営企業経営課	福井市
-----------------	-----

別表9の表を別表10の表とし、別表8の表を別表9の表とする。

別表7の表福井県浄土寺川ダム建設事務所の項を削り、同表を別表8の表とする。

別表6の表福井県越前漁港事務所の項の次に次のように加え、同表を別表7の表とする。

福井県農林水産部県産材活用課	福井市
----------------	-----

別表5の表の次に次の1表を加える。

### 6 観光営業部

名 称	位 置
福井県恐竜博物館	勝山市
福井県観光営業部観光振興課	福井市

### 附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

## 福井県告示第185号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示  
福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置（昭和55年福井県告示第300号）の一部を次のように改正する。

表中「看護専門学校

「看護専門学校

「工業技術センター

陶芸館

「工業技術センター

「家畜保健衛生所

奥越高原牧場

嶺南牧場

「家畜保健衛生所

「足羽川激特対策工事事務所

同 大畑町

同 四ツ井2丁目

同 福井市川合鷺塚町

同 丹生郡越前町小曾原

同 福井市川合鷺塚町

同 福井市大畑町

同 勝山市平泉寺町池ヶ原

同 三方上中郡若狭町安賀里

同 福井市大畑町

同 同

」を  
」に、  
」を  
」に、  
」を  
」に、  
」に、  
」に、  
」に、  
」を

浄土寺川ダム建設事務所 勝山市栄町1丁目  
「足羽川激特対策工事事務所 同 同」に

改める。

### 附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

## 福 令

### 福井県訓令第4号

庁中一般

各出先機関

労働委員会事務局

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福井県工事検査規程の一部改正)

第1条 福井県工事検査規程(昭和40年福井県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務部工事検査課」を「会計局工事検査課」に改める。

別表第1建築住宅課の項中「参事」を「主任」に改める。

別表第2土木事務所の項中「地域整備課長 災害復旧課長」を「地域整備課長 改める。

(職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令)

第2条 職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令(昭和40年福井県訓令第

34号)の一部を次のように改正する。

別表福井県防災会議の項および福井県石油コンビナート等防災本部の項中「産業労働部長」の次に「、観光営業部長」を加え、同表福井県農業共済保険審査会の項中「農畜産課長」を「園芸畜産課長」に改め、同表福井県屋外広告物審議会の項を削る。(福井県出納事務決裁規程の一部改正)

第3条 福井県出納事務決裁規程(昭和41年福井県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「会計局次長」を「会計局会計課長(以下「会計課長」という。)」に、「会計局次長補佐」を「会計局会計課長補佐(以下「会計課長補佐」という。)」に改める。

第5条の表会計管理者の項中「会計局次長の」を「会計課長の」に、「会計局次長補佐」を「会計課長補佐」に改め、同表会計局次長の職にある出納員の項中「会計局次長補佐」を「会計課長補佐」に、「会計局の」を「会計局会計課(以下「会計課」という。))の」に改め、同表会計局次長補佐の職にある出納員の項中「会計局の」を「会計課の」に改め、同表会計局の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員(総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員)の項中「会計局」を「会計課」に改める。

別表第1項中「会計局次長」を「会計課長」に改め、同表第2項中「会計局次長補佐および会計局」を「会計課長補佐および会計課」に改める。(職員の人事異動の取扱規程の一部改正)

第4条 職員の人事異動の取扱規程(昭和41年福井県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項備考の欄1(1)中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、ソをセとし、タをソとし、同表6の項備考の欄1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、同表7の項備考の欄中3を削り、4を3とする。

(福井県職員職務発明規程の一部改正)

第5条 福井県職員職務発明規程(昭和44年福井県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項第3号を次のように改める。

(3) 農林水産部水田農業経営課長  
(福井県臨海工業地帯開発推進本部設置規程の一部改正)

第6条 福井県臨海工業地帯開発推進本部設置規程(昭和45年福井県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「総務部」を「産業労働部」に改める。

第11条中「総務部市町村課」を「産業労働部公営企業経営課」に改める。

(福井県職員被服等貸与規程の一部改正)  
第7条 福井県職員被服等貸与規程(昭和46年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表工事検査課の項を削り、同表廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同表自然保護課の項中「自然保護課」を「自然環境課」に改め、同表陶芸館の項を削り、同表産業技術専門学院の項の次に次のように加える。



恐竜博物館	古生物学研究職員 および学芸員	白衣 夏作業衣上下 冬作業衣上下	1 1 1	1 3 3
-------	--------------------	------------------------	-------------	-------------

別表農畜産課の項中「農畜産課」を「園芸畜産課」に改め、同表畜産試験場の項に次のように加える。

牧場業務に従事する職員(技能労務職員を含む。)	作業衣上下 夏作業衣上下 白衣 防寒衣 雨衣 長ぐつ	1 1 1 1 1 1	2 2 1 3 2 1
-------------------------	---	----------------------------	----------------------------

別表県営牧場の項を削り、同表に次のように加える。

工事検査課	現地検査業務に従事する職員	作業衣上下 夏作業衣上下 防寒衣 雨衣 帽子 保安帽 ズック 長ぐつ	1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 3 2 3 4 2 2
-------	---------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------

(福井県事務決裁規程の一部改正)

第8条 福井県事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表備考第1号中「第9条に規定する会計局」を「第9条第2項各号に掲げる会計局各課」に改め、同表備考第2号中「同項に規定する局次長および」および「(以下「企画参事」という。))を、課(室)長補佐には同条第1項に規定する次長補佐および企画参事」を削る。

別表第9項部長の専決事項の欄第1号および課(室)長の専決事項の欄第1号中「

男女参画・県民活動課または政策推進課」を「政策推進課またはふるさと営業課」に改め、同表備考第1号中「(工事検査課)」および「(政策推進課)」を「(政策推進課)」および「(工事検査課)」に改め、同表備考第2号中「、人事企画課および情報政策課」を「および人事企画課」に、「政策推進課」を「政策推進課および情報政策課」に改め、同表備考第3号中「、課(室)長には同項に規定する局次長を、課(室)長補佐には同項に規定する次長補佐を」を削る。

(福井県出先機関事務決裁規程の一部改正)

第9条 福井県出先機関事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表奥越土木事務所勝山土木部ならびに丹南土木事務所鯖江丹生土木部および今立土木部の長の項中「(丹南土木事務所鯖江丹生土木部については鯖江丹生土木部次長)」および「丹南土木事務所鯖江丹生土木部に係る事務で、庶務に関する事務については管理用地課長、その他の事務については当該事務を所掌する課長」を削る。

別表第1健康福祉センターの部および保健所の部中「安全環境部廃棄物対策課関係」を「安全環境部循環社会推進課関係」に改める。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所の部中「安全環境部自然保護課関係」を「安全環境部自然環境課関係」に改め、同部第4項中「統計法(昭和22年法律第18号)」を「統計法(平成19年法律第53号)」に改める。

別表第2アの表備考第3号中「、工業技術センターにあつては築業指導所長の専決事項を」を削り、「園芸振興センター所長の専決事項を」の次に「、畜産試験場にあつては奥越高原牧場長および嶺南牧場長の専決事項を」を加える。

別表第2クの表鯖江丹生土木部長の欄中第5号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える

8 文書等(鯖江丹生土木部に係るものに限る。以下この号において同じ。))の收受および発送、電子文書(鯖江丹生土木部に係るものに限る。以下この号において同じ。))の受信および発信ならびに文書等および電子文書の保管および保存に関する事。

9 公印(鯖江丹生土木部に係るものに限る。))の管守および鍵情報格納カード(鯖江丹生土木部に係るものに限る。))の管理に関する事。

別表第2クの表鯖江丹生土木部長の欄中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

4 庁舎等(鯖江丹生土木部に係るものに限る。))の維持管理に関する事(重要なものを除く。))。

5 県有自動車(鯖江丹生土木部に係るものに限る。))の使用および維持管理に関する事(重要なものを除く。))。

別表第2クの表鯖江丹生土木部長の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 鯖江丹生土木部の職員(部長の職にある者を除く。))の出張、休暇その他服務に関する事。

別表第2クの表鯖江丹生土木部次長の欄

を削る。  
別表第2ケの表中「窯業指導所長、」を削り、別表第2に次の1表を加える。

ナ 奥越高原牧場および嶺南牧場の専決事項

- 1 附置機関の職員（駐在する職員を含み、場長を除く。）の休暇その他服務に関すること。
- 2 庁舎等の管理に関すること（重要なものを除く。）。
- 3 県有自動車の使用に関すること。
- 4 文書等の收受および発送、電子文書の受信および発信ならびに文書等および電子文書の保管および保存に関すること。
- 5 公印の管守および鍵情報格納カードの管理に関すること。
- 6 附置機関の職員の事務分掌の決定に関すること。
- 7 証明に関すること（重要なものを除く。）。
- 8 許可証、免許証等の交付、更新等に関すること。
- 9 定例的または軽易な許可、認可等に係る申請書等の受理に関すること。
- 10 定例的または軽易な通知、催告、報告、届出、進達、照会、回答等に関すること。
- 11 福井県営牧場の設置および管理に関する条例（昭和46年福井県条例第2号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務
  - (1) 条例第4条の規定に基づき、預託の承認をすること。
  - (2) 条例第5条の規定に基づき、預託の承認を取り消すこと。
  - (3) 条例第8条の規定に基づき、預託料を減額し、または免除すること。
- 12 県営牧場育成牛譲渡規則（昭和48年福井県規則第36号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務
  - (1) 規則第3条の規定に基づき、育成牛譲渡申請書を受理すること。
  - (2) 規則第4条の規定に基づき、育成牛の譲渡を受けける者を決定し、その者に通知すること。
  - (3) 規則第5条の規定に基づき、育成牛の譲渡価格を定めること。
  - (4) 規則第7条の規定に基づき、育成牛の譲渡の取消しを通知すること。
- 13 廃用畜および子畜の価格決定に関すること。
- 14 その他事務処理に付随して生じる事項のうち定例的または軽易な事項

（福井県職員安全衛生管理規程の一部改正

）

第10条 福井県職員安全衛生管理規程（昭和51年福井県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「広野・榊谷ダム統合管理事務所  
浄土寺川ダム建設事務所」

を  
「広野・榊谷ダム統合管理事務所」  
に改める。

別表第7安全衛生推進者を置く機関の項  
中

「越前漁港事務所

浄土寺川ダム建設事務所」

を

「越前漁港事務所」

に改め、同表衛生推進者を置く機関の項中

「福井産業技術専門学院」

を

「福井産業技術専門学院  
恐竜博物館」

に改める。

（福井県行財政改革推進会議設置規程の一  
部改正）

第11条 福井県行財政改革推進会議設置規  
程（昭和57年福井県訓令第13号）の一  
部を次のように改正する。

別表第1中

「産業労働部長」

を

「産業労働部長  
観光営業部長」

に、

「会計管理者  
企業局長」

を

「会計管理者」

に改める。

別表第2中

「産業労働部企画幹（部の事務を  
総括する企画幹に限る。）」

を

「産業労働部企画幹（部の事務を  
総括する企画幹に限る。）」

に改める。

別表第2中

「産業労働部企画幹（部の事務を  
総括する企画幹に限る。）」

を

「産業労働部企画幹（部の事務を  
総括する企画幹に限る。）  
観光営業部企画幹（部の事務を  
総括する企画幹に限る。）」

に

「会計局長  
企業局企画幹」

を

「会計局長」

に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行  
する。

する。

福井県訓令第5号

庁中一般

教育長

警察本部

福井県庁議規程の一部を改正する訓令を次  
のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県庁議規程の一部を改正する訓令

福井県庁議規程（昭和48年福井県訓令第  
4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第10号を第1  
1号とし、第9号を10号とし、第8号の次  
に次の1号を加える。

(9) 観光営業部長

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行  
する。

福井県訓令第6号

福井県教育委員会訓令第1号

福井県警察本部訓令第19号

福井県企業局訓令第1号

する。

福井県訓令第6号

福井県教育委員会訓令第1号

福井県警察本部訓令第19号

福井県企業局訓令第1号

庁中一般  
嶺南振興局  
警察本部

福井県市町村合併支援本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 佐野 淳

福井県市町村合併支援本部設置規程を

廃止する訓令

福井県市町村合併支援本部設置規程（平成13年福井県訓令第16号・福井県教育委員会訓令第9号・福井県警察本部訓令第22号・福井県企業庁訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

福井県訓令第7号

福井県教育委員会訓令第2号

福井県警察本部訓令第17号

福井県企業局訓令第2号

庁中一般

警察本部

福井県企画幹会議設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 佐野 淳

福井県企画幹会議設置規程を廃止する

訓令

福井県企画幹会議設置規程（平成15年福井県訓令第29号の3・福井県教育委員会訓令第10号の2・福井県警察本部訓令第20号・福井県企業局訓令第5号の2）は、廃止

する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

福井県訓令第8号

福井県教育委員会訓令第3号

福井県企業局訓令第3号

庁中一般

各出先機関

各教育機関

各事業所

グループ制およびチーム制に関する運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

グループ制およびチーム制に関する運

営規程の一部を改正する訓令

グループ制およびチーム制に関する運営規程（平成9年福井県訓令第15号・福井県教育委員会訓令第5号・福井県企業庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企業局」を「福井県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年福井県条例第51号）第3条の2に規定する産業労働部」に改める。

第3条第1項中「福井県企業局組織規程」を「福井県公営企業組織規程」に、「企業局規程」を「公営企業規程」に改める。

第5条第1項中「企業局規程」を「公営企業規程」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

福井県訓令第9号

福井県教育委員会教育長訓令第1号

福井県企業管理規程第1号

庁中一般

福井県企画参事会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

教育長 広部 正敏

福井県企画参事会設置規程（平成5年福井県訓令第1号・福井県教育委員会教育長訓令第1号・福井県企業管理規程第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

福井県訓令第10号

福井県教育委員会訓令第4号

福井県警察本部訓令第20号

庁中一般

嶺南振興局

警察本部

福井県市町村合併支援本部設置規程を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 佐野 淳

福井県市町村合併支援本部設置規程

（設置）

第1条 市町村合併に向けた自主的な取組に対し全庁的な支援を行うため、福井県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。（所掌事務）

第2条 支援本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市町村合併に関する情報の提供および市町村合併に向けた気運の醸成に関すること。

(2) 市町村合併の支援のための施策の企画立案に関すること。

(3) 市町村合併の支援のための施策の円滑な実施に関すること。

(4) 市町村合併の支援に資する連絡調整に関すること。

(5) その他市町村合併の支援に関すること。

（組織）

第3条 支援本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は知事が指定する副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

第4条 本部長は、支援本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。（会議）

第5条 支援本部の会議は、本部長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 支援本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長および幹事をもって組織する。

3 幹事長は総務部の事務を総括する企画幹事を、幹事は別表第2に掲げる職にある者を



もって充てる。

- 4 幹事会は、支援本部の所掌事務について  
の企画、調査および立案ならびに支援本部  
が決定した施策の実施に関し必要な事項の  
連絡調整を行う。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し  
、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、  
幹事以外の者に幹事会への出席を求め、意  
見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 支援本部の庶務は、総務部市町村課  
において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援  
本部の運営に関し必要な事項は、本部長が  
別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成21年4月1日から施行  
する。

別表第1 (第3条関係)

教育長
警察本部長
総務部長
総合政策部長
安全環境部長
健康福祉部長
産業労働部長
観光営業部長
農林水産部長
土木部長
嶺南振興局長

別表第2 (第6条関係)

財務企画課長
人事企画課長
市町村課長

総合政策部企画参事
安全環境部企画参事
健康福祉部企画参事
産業労働部企画参事
観光営業部企画参事
農林水産部企画参事
土木部企画参事
会計局会計課長
教育庁教育政策課長
警察本部企画課長
嶺南振興局若狭県民サービスマスター室長
嶺南振興局二州県民サービス室長

**福井県訓令第11号**

**福井県教育委員会訓令第5号**

**福井県警察本部訓令第8号**

庁中一般

警察本部

福井県企画幹会議設置規程を次のように定  
める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 佐野 淳

福井県企画幹会議設置規程

(設置)

第1条 県政運営上の懸案事項を検討し、県  
政の総合的かつ効率的な執行を図るため、  
企画幹会議を設置する。

(付議事項)

第2条 企画幹会議に付議する事項 (以下「  
付議事項」という。)は、次のとおりとす  
る。

- (1) 知事の政策の実現に係る庁内の懸案事  
項
- (2) その他企画幹会議に付議することが適

当であると認められる事項

(構成)

第3条 企画幹会議は、総合政策部長が主宰  
するものとし、知事部局の部の企画幹 (公  
益的法人等への一般職の地方公務員の派遣  
等)に関する法律 (平成12年法律第50号  
。以下「派遣法」という。) 第2条第1項  
の規定により公益的法人等に派遣されてい  
る企画幹を除く。) および危機対策幹の職  
にある者ならびに次に掲げる職にある者 (以  
下これらの者を「構成員」という。) を  
もって構成する。

- (1) 教育庁企画幹 (派遣法第2条第1項の  
規定により公益的法人等に派遣されてい  
る企画幹を除く。)
- (2) 警察本部首席参事官 (警務部)  
(会議)

第4条 企画幹会議は、総合政策部長が招集  
し、必要に応じて開催する。

- 2 企画幹会議は、総合政策部長が付議事項  
を勘案して必要があると認めるときは、構  
成員のうちから総合政策部長が指名する者  
を招集して開催することができる。
- 3 総合政策部長は、必要があると認めると  
きは、説明のため構成員以外の者を企画幹  
会議に出席させることができる。

(付議事項の調整)

第5条 総合政策部長は、付議事項の調整を  
行うものとする。

(庶務)

第6条 企画幹会議の庶務は、総合政策部政  
策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、企画  
幹会議の運営に関し必要な事項は、別に定  
める。

**附 則**

この訓令は、平成21年4月1日から施行  
する。

**福井県訓令第12号**

**福井県教育委員会訓令第6号**

**福井県警察本部訓令第22号**

庁中一般

警察本部

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規  
程の一部を改正する訓令を次のように定める  
。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 佐野 淳

福井県公共交通機関活性化推進本部設  
置規程の一部を改正する訓令

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規  
程 (平成14年福井県訓令第1号・福井県教  
育委員会訓令第1号・福井県警察本部訓令第  
1号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「県民生活部長」を「総合  
政策部長」に改める。

第6条第3項中「総合交通課長」を「交通  
まちづくり課長」に改める。

第7条中「県民生活部総合交通課」を「総  
合政策部交通まちづくり課」に改める。

別表第1中「福祉環境部長」を「健康福祉  
部長」に、「産業労働部長」を

「産業労働部長

観光営業部長」  
に改める。

別表第2中

「まちづくり支援課長」を

「人事企画課長」に、「文学書事課長」を

「大学・私学振興課長」に、

「市町村課長

えちぜん鉄道支援課長」を「市町村課長」



に、「商業・サービス振興課」を「商業・サービス振興課」に、「教育庁教育政策室長」を「教育庁教育政策課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**福井県訓令第13号**

**福井県教育委員会訓令第7号**

**福井県警察本部訓令第21号**

庁中一般  
各出先機関  
各教育機関  
警察本部  
警察学校  
警察署

福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠  
福井県教育委員会  
福井県警察本部長 佐野 淳  
福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

福井県青少年総合対策本部設置規程(昭和58年福井県訓令第8号・福井県教育委員会訓令第2号・福井県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「産業労働部長」を「産業労働部長 観光営業部長」に改める。  
別表第2第2項中「農業技術経営課長」を「水田農業経営課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**福井県訓令第14号**

**福井県教育委員会訓令第8号**

庁中一般

福井県企画参事会設置規程を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠  
福井県教育委員会  
福井県企画参事会設置規程(設置)

第1条 県の施策の立案または事業の実施に当たって、全庁的な企画および調整を行い、県政の総合的かつ効率的な執行を推進するため、企画参事会を設置する。(付議事項)

第2条 企画参事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合政策部政策推進課における施策の立案または事業の実施に関して、全庁的な観点から企画および調整を要する事項
- (2) 各部局(知事部局の部および教育庁をいう。)における施策の立案または事業の実施に関して、全庁的な観点から企画および調整を要する事項
- (3) その他企画参事会に付議することが適当であると認められる事項(構成)

第3条 企画参事会は、政策推進課長(以下「課長」という。)が主宰するものとし、知事部局の部の企画参事および教育庁企画参事の職にある者(以下「企画参事」という。)をもって構成する。(会議)

第4条 企画参事会は、毎週火曜日に開催する。ただし、課長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 課長は、必要があると認めるときは、企画参事以外の者を企画参事会に出席させることができる。

(付議事項の調整)

第5条 課長は、企画参事会に付議する事項の調整を行うものとする。(庶務)

第6条 企画参事会の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、企画参事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

平成二十一年三月三十一日印刷  
平成二十一年三月三十一日発行  
印刷人 発行人 千九一〇一八五八〇  
千九一九一〇四八二  
福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県  
福井県坂井市春江町中庄六一―三二 (株)エクスシート  
☎ 五五六七八番